



Global Tax Update

インド

税理士法人トーマツ

2015年6月

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。
日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

1. 個人の税務申告書提出期限の延長¹

インド政府は2014～2015年度の個人所得税申告書の提出期限を2015年7月31日から2015年8月31日に延長した。

2. 「所得の計算および開示に関する基準」の導入²

中央政府は「所得の計算および開示に関する基準 (Income Computation and Disclosure Standards: 以下「本基準」) (2015年3月31日付通達参照)」を発表した。本基準は2015年4月1日に発効後、2015～2016年度以降に適用される。現在のところ10項目が発表されている。

本基準は所得税法の運用を明確化するためのものであり、課税所得の算定に関する具体的な規定を定めている。課税所得算定のみに関するものであり、会計上の処理とは関係ない。

また、事業所得およびその他の所得の計算を発生主義ベースで行っているすべての納税者に適用される。

本基準については、2015～2016年度の課税所得の算定への影響に加え、本基準施行後の最初の事前納税(2015年6月15日を期限とする中間納付)への影響についても検討を行う必要がある。

本基準の主要ポイントは以下のとおりである。

(1) 基準 I: 会計方針

本基準には、会計に関する「継続企業の前提 (going concern)」、「継続性の原則 (consistency)」および「発生主義 (accrual)」の3つの概念が定められている。

会計方針は実態および所得の真実かつ公正な概観を表すものを選択しなければならない。また、取引は法的形態ではなくその実態に基づき処理を行う。

会計方針は、合理的な理由がある場合、変更することができる。

(2) 基準 II: 在庫評価

在庫は、原価または正味実現価値 (net realizable value) のいずれか低い方の額を評価額とする。

先入先出法 (first-in first-out)、加重平均法 (weighted average cost) および売価還元法

1 出典: CBDT Order F No.225/154/2015/ITA.II (2015年6月10日付)

2 出典: CBDT Notification No. 32/2015 (2015年3月31日付)

(retail method)の3つの評価法が規定されている。

サービス提供者も在庫評価を行わなければならない。

(3) 基準 III: 工事契約の取扱い

工事契約に係る収益(リテンションとしての留保金³を含む)ならびに費用(直接費用、配賦費用、借入費用および発注者に個別に請求するその他の費用)の計上は工事進行基準に基づいて行う。

工事契約期間の初期段階において工事の進行状況を信頼性をもって見積もることができない場合は、発生した費用に対応する額についてのみ収益計上を行う。工事の初期段階とは完成時の25%以下を意味する。

利子、配当およびキャピタルゲイン等の付随的な所得は工事収益とは別の所得として計上し、工事に係る費用と相殺することはできない。

(4) 基準 IV: 売上・収益の計上

物品の売上は所有権に係るすべての主要なリスクおよび便益が移管した時に計上する。

サービス取引からの収益は工事進行基準に基づいて計上し、工事契約に関する基準である基準 III が適用される。

利子は期間配分、配当は税法に定めるとおり、ロイヤルティーは該当する契約の規定どおりに計上する。

債券のディスカウント プレミアムは償還日までの期間にわたって償却される。

(5) 基準 V: 有形固定資産の取扱い

有形固定資産の取得価額は、実際原価(購入代価を含む)、税金(回収可能なものを除く)および資産を使用可能な状況にするためのその他の費用の合計額とする。

³ 引渡し後に問題が発生した場合に工事発注者に対応させるために支払を保留する、契約金の一部。

一般管理費は、個別の資産に係るものを除き、実際原価には含まない。

プロジェクトの立ち上げおよび委託に係る支出は資産計上し、商業生産開始後の支出は費用計上する。

金銭以外を対価として有形資産を取得した場合、当該有形資産の取得価額はその時価とする。複数の資産を合算価格で購入した場合は、当該合算価格を各資産の時価に基づき配賦する。

資産の償却およびその譲渡に係る所得の取扱いについては税法の定めに従う。

(6) 基準 VI: 為替レート変動の影響の取扱い

外貨建取引の当初計上は、取引日の為替レートまたは取引が行われた週・月の週次・月次平均レート(実勢レートと大きな離がない場合)で行う。

貨幣性項目の各年度末の為替差額は所得または費用として計上する。(非貨幣性項目には適用されない。)

インド国外から輸入した資本的資産の為替差損益については、当該資産に係る負債の支払時に取得価額に対して調整を行う。

一定の為替先物取引に係るプレミアム ディスカウントは当該先物取引の契約期間にわたって償却し、為替差額または契約の更新・解約に係る差額は一時の収益または費用として計上する。

(7) 基準 VII: 政府補助金の計上

政府からの補助金は、その交付条件の遵守および補助金の受領が合理的に確実であると認められた時点で計上する。ただし、補助金の実際の受領日より後に計上することは認められない。

償却資産に関する補助金の額は、当該資産の実際原価または簿価から減額する。複数の資産について受領した補助金は、当該補助金を各資産に配賦する。

費用・損失を補てんするための補助金、または

緊急財務支援を行うための補助金でそれ以外の資金使途が認められていないものは、当該補助金を受領した年に所得として計上する。

非償却資産に関する補助金およびその他の補助金は、当該補助金を使用して取得した資産等の取得価額や費用等が費用計上される期間にわたって所得として計上する。

(8) 基準 VIII: 証券の取扱い

売買目的有価証券の期末評価額は、実際原価（購入代価、ブローカーフィー、加算税 (cess) および税金等を含む）または正味実現価格 (net realizable value) のいずれか低い方の価格とする。通常取引されている証券以外の証券および非上場証券は実際原価で計上する。

金銭以外を対価として取得した証券の取得価額はその時価とする。

取得前の利子額は実際原価には含まない。

(9) 基準 IX: 借入費用

本基準に定めがある有形資産および無形資産に係る借入費用（利子、コミットメントフィー、プレミアム等）は資産計上する。在庫に係る借入費用は、在庫が販売可能な状況になるまで 12 カ月以上を要する場合のみ原価に加算する。

上記の有形資産および無形資産に係る借入費用の資産計上は当該借入が行われた日に開始し、当該資産が初めて事業供用された日（ただし在庫の場合は、在庫を販売するために必要な実質上すべての活動が終わった日）に終了する。

一般的な借入に係る借入費用の資産計上の方法として、全資産に対する対象資産の比率をベースにした特定の計算式を規定している。資産計上の期間は借入金の利用を開始した日に開始する。

(10) 基準 X: 引当金、偶発資産および偶発負債

以下の場合には引当金を計上する。

- 過去の事象の結果、現在の債務を負っている

- 当該現在債務を決済するために、経済的便益を有する資源の支出が必要であることが「合理的に確実」である。かつ、
- 当該現在債務の金額を信頼性をもって見積もることができる

偶発資産の有無については継続的に評価し、経済的な便益の受領が発生することが「合理的に確実」になった場合、偶発資産および当該便益に係る利益を当該合理的に確実となった事業年度において計上する。

引当金および偶発資産は毎年度末に評価し、計上基準を満たさない場合は取り崩さなければならない。

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao

問い合わせ

税理士法人トーマツ インド室

パートナー 林 博之 hiroyuki.hayashi@tohatsu.co.jp

ニュースレター発行元

税理士法人トーマツ

東京事務所

〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号 新東京ビル 5 階

T e l : 03-6213-3800(代)

email: tax.cs@tohatsu.co.jp

会社概要: www.deloitte.com/jp/tax-co

税務サービス: www.deloitte.com/jp/tax-services

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社（税理士法人トーマツを含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します）に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド（英国の法令に基づく保証有限責任会社）のメンバーファームおよびそのグループ法人（有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、税理士法人トーマツおよび DT 弁護士法人を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 7,900 名の専門家（公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど）を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト (www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte（デロイト）は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組みクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 210,000 名を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte（デロイト）とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL（または“Deloitte Global”）はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。